

(非公募)

山口市小郡上郷児童館指定管理者候補者審査結果

- 1 施設の名称 山口市小郡上郷児童館
- 2 指定の期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日
- 3 指定管理者候補者特定団体名
山口市小郡上郷児童館運営委員会
会長 横山 洋之
山口市小郡上郷2159番地
- 4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）
本団体は、山口市小郡上郷児童館を運営することを目的に設置された団体であり、同児童館の所在する区域内の自治会や団体を中心に構成されています。
- 5 非公募施設とした理由
山口市小郡上郷児童館は、地域に密着した施設で、当該地域の住民や利用者で組織し、活動している団体が管理運営を行った方が効率的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。
- 6 審査の経過
仕様書の決定 令和元年 7月 8日（月）
指定申請提出期限 令和元年 9月20日（金）
選定委員会による審査 令和元年10月15日（火）
- 7 審査の方法
 - (1) 選定委員会委員
兒玉 達哉 こども未来部長（委員長）
鈴木 徹行 こども未来部次長（副委員長）
春吉 隆志 こども未来課長
高村 永悟 保育幼稚園課長
受田 美智子 子育て保健課長
 - (2) 提出書類の確認
特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。
 - (3) 特定団体ヒアリング
特定団体に対してのヒアリングについては、指定申請書提出後随時行いました。
 - (4) 審査内容
非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類やヒアリングの内容に基づき、選定委員会において、公募施設と同様に選定基準〔別紙1〕に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員の点数を合算したものを得点としました。
また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

8 選定の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	山口市小郡上郷児童館 運営委員会
平等な利用を確保することができるものであること	15	5	75	45
公の施設の効果を最大限に発揮し、サービスの向上を図ることができるものであること	40	5	200	120
管理にかかる経費縮減が図られているものであること	10	5	50	30
安定的な管理運営業務を行う物的能力及び人的能力を有しているものであること	30	5	150	110
上記項目以外に管理運営していくうえで必要な事項	5	5	25	15
総計	100	5	500	320

9 審査意見

山口市小郡上郷児童館は、本市における児童健全育成の場であり、地域に密着した施設として大きな役割を果たしています。

山口市小郡上郷児童館運営委員会は、現在の山口小郡上郷児童館の指定管理者であり、これまでの実績、経験、培われたノウハウを基に、施設の持っている目的や性格を十分に理解し、その特色を発揮させる事業の企画、実施及び管理を行うことが期待できます。

以上のような点を踏まえ審査した結果、適切な事業展開や施設管理、安定的な運営を行う能力などの項目で適切であると判断され、総合的に仕様を満たす6割以上を満たす評価となりました。

したがって、山口市小郡上郷児童館運営委員会を山口市小郡上郷児童館の指定管理者候補者として、適当であるものと認めるものです。

小郡上郷児童館 指定管理者選定基準

選 定 基 準		配点
(1) 平等な利用を確保することができるものであること	① 施設の設置目的及び管理方針の理解	15
	② 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	
(2) 公の施設の効果を最大限に発揮し、サービスの向上を図ることができるものであること	① サービスの向上を図るための手法	40
	② 利用者増加を図るための手法	
	③ 日常の事故防止などの安全管理体制、防災対策	
	④ 施設の維持管理体制	
	⑤ 利用者との関わり、苦情解決及び苦情処理体制	
(3) 管理にかかる経費縮減が図られているものであること	① 管理運営にかかる経費の縮減の考え方	10
	② 収支計画の妥当性	
(4) 安定的な管理運営業務を行う物的能力及び人的能力を有しているものであること	① 職員体制・人員確保	30
	② 人材育成の取組	
	③ 同種施設、類似施設の実績	
(5) 上記項目以外に管理運営していくうえで必要な事項	① 個人情報の取扱い	5
合 計		100